

# 学校感染症（第2種・第3種・その他）の診断書及び証明書

学 校 名 岐阜県立岐阜工業高等学校

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

1. 上記の者について、下記の病気（○印）と診断しました。
2. 上記の者について、下記の理由により \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで（ \_\_\_\_\_ 日間）出席を停止したことを認めます。

## 第2種学校感染症

1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	

## 第3種学校感染症

10	コレラ	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
11	細菌性赤痢	
12	腸管出血性大腸菌感染症	
13	腸チフス	
14	パラチフス	
15	流行性角結膜炎	
16	急性出血性結膜炎	
【下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症( )	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

※「その他の感染症」とは、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ等をいいます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関・医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_